

境港市広域住民避難計画について、原子力防災訓練、国の原子力災害対策指針等の修正により得られた知見等を反映した修正を行い、計画の一層の深化を図ります。

《主な修正項目等》

- 1 複合災害時における防護措置の実施方針について追記
 - ・複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処することを記載
 - 複合災害時の避難・屋内退避について、人命の安全確保を最優先に自然災害に対する避難等を優先して、自宅や指定緊急避難場所等において屋内退避を行うこと等を記載
 - （第 2 章 実施要領－第 1 節 状況－（5）複合災害時の対策）
- 2 自家用車での避難者の想定割合について修正
 - ・自家用車による避難を 7 割から 9 割とし、残りはバス等の公共交通による避難と想定
 - ※上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件である。
 - （第 2 章 実施要領－第 1 節 状況－（5）複合災害時の対策）
- 3 公共交通の乗務員の安全確保について追記
 - 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運用基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意することを追記
 - （第 2 章 実施要領－第 4 節 避難実施の考え方－7 公共交通による避難）
- 4 外国人の避難について追記
 - 外国人の避難支援として、多言語表記による一時集結所の周知、災害情報の多言語化、多言語スタッフの配置等に努めることを追記
 - （第 2 章 実施要領－第 4 節 避難実施の考え方－9 避難行動要支援者等の避難）
- 5 安定ヨウ素剤の服用に関し、一時集結所での手順・役割分担について追記
 - 市職員、医療関係者の役割等を追記
 - （第 4 章 安定ヨウ素剤の服用及び避難退域時検査等－第 1 節 安定ヨウ素剤の服用）
- 6 安定ヨウ素剤の事前配布について追記
 - 避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により、事前配布を希望する者に対しては事前配布を行うことを追記
 - （第 4 章 安定ヨウ素剤の服用及び避難退域時検査等－第 1 節 安定ヨウ素剤の服用）
- 7 避難退域時検査の検査手順について追記
 - 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、まず車両の検査を行い、車両の検査結果が基準値以下でない場合は乗員の代表者の検査を行う等の手順について追記
 - （第 4 章 安定ヨウ素剤の服用及び避難退域時検査等－第 2 節 避難退域時検査等）
- 8 広報手段等について「原子力防災アプリ」を追記
 - 広報手段について、防災行政無線や緊急速報メール等に併せ、原子力防災アプリを使用することを追記
 - （第 6 章 広報・情報伝達－第 3 節 広報手段等）